

○岐阜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づ
く個人番号の利用に関する条例

平成27年9月30日

条例第54号

改正 平成27年9月30日条例第55号

平成27年12月14日条例第74号

平成27年12月14日条例第75号

平成27年12月14日条例第76号

平成28年3月25日条例第4号

平成28年3月25日条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、市長が行う別表第1及び別表第2の左欄に掲げる事務並びに法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 市長は、別表第2の左欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって自ら保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 市長は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自ら保有するものを利用することができる。ただし、法の規定に

より、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

- 4 前2項の規定により特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成27年条例第55号）

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成27年条例第74号）

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成27年条例第75号）

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成27年条例第76号）

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年条例第4号）

この条例中第1条の規定は平成28年4月1日から、第2条の規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（平成28年条例第5号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

- | |
|--|
| 1 高齢者用肺炎球菌感染症予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの |
| 2 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの |
| 3 岐阜市営住宅管理条例（平成3年岐阜市条例第24号）による準公営住宅（同条例第2条第1号イに規定する準公営住宅をいう。以下同じ。）又は市単住宅（同条第2号アに規定する市単住宅をいう。以下同じ。）若しくは建替推進住宅（同号イに規定する建替推進住宅をいう。以下同じ。）の管理に関する事務であって規則で定めるもの |
| 4 介護用品を支給する事業に関する事務であって規則で定めるもの |
| 5 高齢者等の在宅生活の向上のための住宅の改善に係る費用の助成に関する事務であって規 |

則で定めるもの

6 居宅において高齢者を介護している家族に対し慰労金を支給する事業に関する事務であって規則で定めるもの

7 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく地域生活支援事業に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

事務	特定個人情報
1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費の支給、療育の給付又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの (2) 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの (3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの (4) 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
2 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳に関する情報（以下「身体障害者手帳情報」という。）であって規則で定めるもの (2) 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの

<p>3 児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(1) 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p>
<p>4 予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による国民健康保険の被保険者の資格に関する情報であって規則で定めるもの</p>
<p>5 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(1) 身体障害者手帳情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅（同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。）の家賃等若しくは岐阜市営住宅管理条例による準公営住宅の家賃等又は住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）による改良住宅（同法第2条第6項に規定する改良住宅をいう。以下同じ。）の家賃等に関する情報（以下「市営住宅家賃等関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による費用の負担に関する情報（以下「感染症費用負担関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する情報（以下「地域生活支援事業関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
<p>6 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 国民健康保険法による保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p>

	<p>(4) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 介護保険法（平成9年法律第123号）による保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p>
7 公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
8 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 身体障害者手帳情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者の資格及び保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 介護保険法による介護保険の被保険者の資格及び保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険被保険者資格等関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p>
9 住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
10 老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p>
11 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に児童を扶養し	(1) 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの

<p>ているもの又は寡婦についての便宜の供与等に関する事務であって規則で定めるもの</p>	
<p>12 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(1) 介護保険法による保険給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
<p>13 母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p>
<p>14 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(1) 身体障害者手帳情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの (4) 介護保険被保険者資格等関係情報であって規則で定めるもの (5) 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p>
<p>15 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(1) 身体障害者手帳情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 市営住宅家賃等関係情報であって規則で定めるもの (4) 感染症費用負担関係情報であって規則で定めるもの (5) 地域生活支援事業関係情報であって規則で定めるもの (6) 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p>
<p>16 介護保険法による保険給付の支</p>	<p>(1) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で</p>

給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	定めるもの (2) 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
17 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
18 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 身体障害者手帳情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (4) 国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの (5) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの (6) 介護保険法による保険給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの (7) 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
19 高齢者用肺炎球菌感染症予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民票に記載された情報（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの (2) 国民健康保険法による国民健康保険の被保険者の資格に関する情報であって規則で定めるもの
20 岐阜市営住宅管理条例による準公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 身体障害者手帳情報であって規則で定めるもの (3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (4) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (5) 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
21 岐阜市営住宅管理条例による市単住宅又は建替推進住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 身体障害者手帳情報であって規則で定めるもの (3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの

もの	
22 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> (1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給又は療育の給付に関する情報であって規則で定めるもの (3) 身体障害者手帳情報であって規則で定めるもの (4) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (5) 市営住宅家賃等関係情報であって規則で定めるもの (6) 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの (7) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの (8) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付け又は給付金に関する情報であって規則で定めるもの (9) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの (10) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの (11) 母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの (12) 児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）の支給に関する情報であって規則で定めるもの (13) 高齢者の医療の確保に関する法律による給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの (14) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

	<p>(15) 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(16) 感染症費用負担関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(17) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(18) 地域生活支援事業関係情報であって規則で定めるもの</p>
23 介護用品を支給する事業に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 介護保険被保険者資格等関係情報であって規則で定めるもの</p>
24 高齢者等の在宅生活の向上のための住宅の改善に係る費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 介護保険被保険者資格等関係情報であって規則で定めるもの</p>
25 居宅において高齢者を介護している家族に対し慰労金を支給する事業に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 介護保険被保険者資格等関係情報であって規則で定めるもの</p>